# ライフパートナー介護職員初任者研修課程 学則

（開講目的）

第１条 公共職業安定所に求職申し込みをし、公共職業安定所長から受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた求職者などを対象とし、今後、介護業務を遂行するために最低限の知識・技術を身に着けることで、修了者が早期に就職できるようにすることを目的とする。

（研修の名称）

第２条　研修の名称は以下のとおりとする。

ライフパートナー介護職員初任者研修

（実施場所）

第３条 名古屋市港区九番町５－３－１　ユナイテッド名古屋東海通ビル４Ｆ

ユナイテッド名古屋東海通ビル４Ｆ会議室

（研修期間）

第４条 研修期間は令和８年 11 月５日～令和９年１月 29 日までとする。

（カリキュラム）

第５条　研修科目および時間数は、別紙「研修日程表」のとおりとする。

（使用テキスト等）

第６条　研修に使用する教材は次のとおりとする。

公益財団法人介護労働安定センター

介護職員初任者研修テキスト（第１～４分冊）

介護職員初任者研修　介護技術チェックシート

（講師氏名）

第７条　研修を担当する講師は、別紙「研修日程表」のとおりとする。

（研修修了の認定方法）

第８条 第５条に定める研修の全日程及びその内容全てを履修した後、1 時間程度の修了評価を受けて一定以上の評価を得た者を修了者と認める。修了評価は、筆記試験により行うこととし、合格点に達するまで課題に取り組むこととする。免除科目については、特に設けていない。

2　前項の全てを履修とは、「こころとからだのしくみと生活支援技術」の項目において、基礎的知識の理解の確認および介護技術の習得が講師により評価されることを含む。

3　第１、２項の評価基準は次のとおり、理解度の高い順にＡ・Ｂ・Ｃ・Ｄの４区分とし、Ｃ以上で認定基準を満たしたものとする。

評価基準（100 点正解を満点評価とする）

Ａ＝90 点以上正解、Ｂ＝80 点～89 点正解、Ｃ＝70 点～79 点正解、

Ｄ＝70 点未満正解。

（募集時期）

第９条 募集期間は令和８年９月２日～令和８年 10 月２日までとする。

（受講対象者）

第 10 条 受講対象者は次のとおりとする。

（１） 公共職業安定所に求職申込みをし、公共職業安定所長から受講指示、受講推薦または支援指示を受けた者。

（２） 受講定員は 20 名とする。

（受講手続）

第 11 条 受講申込手続は以下のとおりとする。

（１） 公共職業安定所で受講申し込み。

（２） 公共職業安定所から受講指示、受講推薦または支援指示を受け、「入校願書」に必要事項を記載の上、公共職業安定所経由で提出。

（３） 当事業者で面接実施。

（４） 当事業者の入校選考基準に則り合否判定。

（受講者が負担すべき費用）

第 12 条 受講者が負担すべき費用は以下のとおりとする。

（１） 受講料は０円とする。

（２） テキスト代として 6,684 円を徴収する。

（３） テキスト代は、受講開始時に当事業者に現金で支払うこととする。

（研修欠席者に対する補講の実施方法）

第 13 条 研修を欠席した受講生のうち、やむを得ない事情があると認められる者について補講を行うものとする。また、補講に係る料金は 1 時間 3,000 円とする。

補講の方法としては、原則、同一内容の講義・演習を別の日に新たに設定し、個別の対応で行うこととするが、一部の科目についてはレポート課題を提出することで補講として扱う。 なお補講の上限は総時間数の 1 割までとする。

（研修の延期・中止等の不慮の事態における養成研修の継続及び苦情等に対する対応等）

第 14 条 不慮の事態における養成研修の継続について、受講生に不利益にならないよう、受講生は、第 13 条の要領にて、補講を受講することができる。

苦情対応に関しては、苦情対応窓口を設置し、必要な処置を講じ、苦情及び事故が発生した場合には、速やかな解決を図るよう迅速に対応する。

苦情対応担当：特定非営利活動法人ライフパートナー　本部長　横井

受講生対応窓口　電話 052-665-6770

（個人情報管理）

第 15 条 当事業者は、当該研修における個人情報について厳正に管理を行う。

2 受講生は、研修中に知り得た個人情報等を他に口外しないこととし、その旨を誓約書に記載して当事業者に提出する。

（修了者管理）

第 16 条 当事業者は、修了者を愛知県知事に報告するとともに、修了者台帳で永年管理する。

（修了証明書の交付）

第 17 条 当事業者は、第 8 条により修了者と認定したものに対して、介護保険法施行令第 3 条第 1 項第 1 号ロに定める証明書を交付する。

（修了証明書の再交付）

第 18 条 修了者のうち、修了証明書を破損又は紛失した者は、「介護職員初任者研修課程修了証明書再交付申請書」を当事業者に提出することで再交付を受けることができる。ただし、修了証明書の再発行にかかる料金については 1 枚 1,000 円を受講者の負担とする。

（本人確認）

第 19 条 研修の受講申込等を行った者が本人であるかどうかについては、以下のいずれかの書類により確認する。

・運転免許証の提示　　・年金手帳の提示

・パスポートの提示　　・マイナンバーカード表面の提示

・資格確認書の提示

（受講取消）

第 20 条 受講生が以下のいずれかに該当すると認められる場合は、当事業者の判断により当該受講生の受講を取り消すことができる。

(1)公共職業訓練における出席率が 8 割を下回り、退校処分を受けた場合

(2)その他、各規則を守ることが出来ないなどの理由で公共職業訓練の退校処分を受けた場合

（退講）

第 21 条 第 20 条各号により受講を取り消されるに至った者は退講扱いとし、退講前に履修した当該研修については、その受講をすべて無効とする。

（附則）

第 1 条 この学則は、令和 8 年 11 月 5 日から施行する。